

# 市・県民税(個人住民税)が変わります

令和3年度からの主な改正点をお知らせします。  
 詳しい税制改正の内容は、市ホームページをご覧ください。

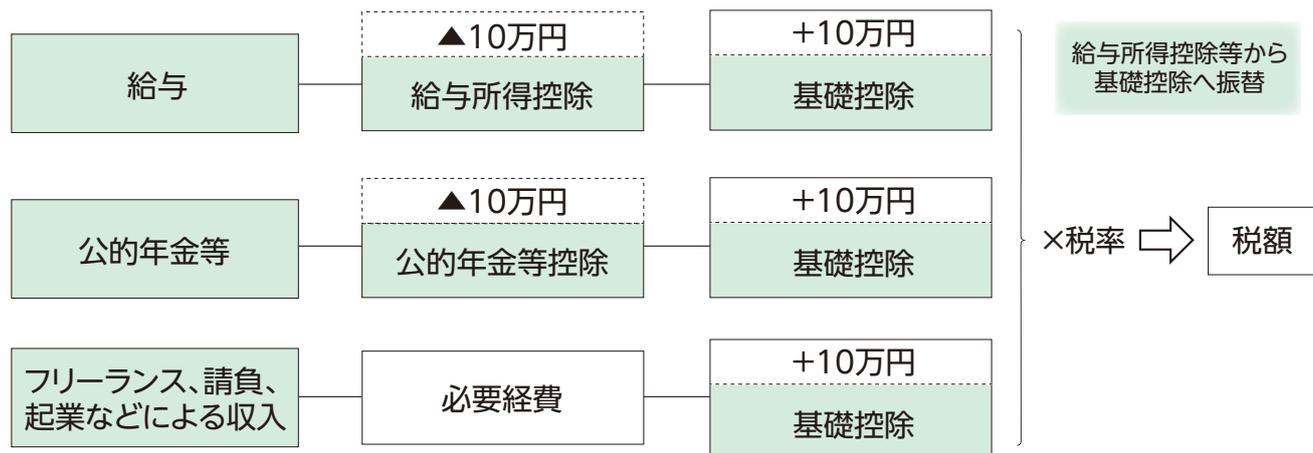
☎課税課 ☎463-2852~3



市ホームページ

## ●給与所得控除・公的年金等控除額が10万円引き下げられます

これにより、所得金額が高くなりますが、基礎控除額が一律10万円引き上げられるため、結果として多くの場合、税額に影響はありません。



※給与所得と公的年金所得の両方がある方は、負担増となることを防止するために、給与所得から最大10万円を控除する「所得金額調整控除」が新しく創設されました。詳しくは次ページをご覧ください。

※フリーランス、請負、起業などによる収入のみの方は、基礎控除額が10万円引き上げられるため、税負担が軽減されます。

### Q. 税額に影響がある人はどのような人ですか？

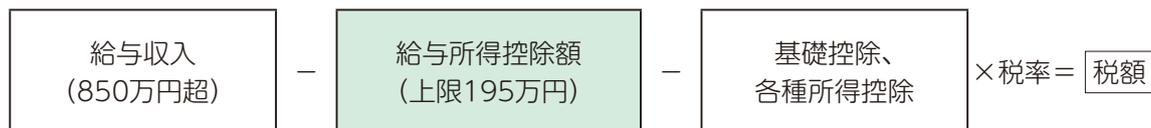
A. 給与収入が850万円超の方、年金収入が1,000万円超の方、合計所得金額が2,400万円超の方は税負担が大きくなります。

### Q. 扶養に入ることができる収入金額は変わりますか？

A. 変わりません。給与収入のみの場合であれば、収入が103万円までであれば扶養に入ることができます。ただし、給与収入以外の収入がある方は変わる可能性があります。

## ●税負担が大きくなる主な例

(1) 給与収入が850万円超の方…給与所得控除額の上限が195万円となります。



(2) 公的年金等の収入が1,000万円超の方…公的年金等控除額の上限が195万5,000円となります。



(3) 公的年金等雑所得以外の所得が1,000万円超の方

…公的年金等雑所得を算出する際、控除額が減額されます。

公的年金所得以外の所得金額	減額される控除額
1,000万円超2,000万円以下	10万円
2,000万円超	20万円

(4) 合計所得金額が2,400万円超の方…合計所得金額に応じて基礎控除額が逡減します。

合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超 2,450万円以下	29万円
2,450万円超 2,500万円以下	15万円
2,500万円超	適用なし

(5) 合計所得金額が2,500万円超の方…調整控除が適用されないこととなります。

## 新たに創設または改正されるもの

### ●所得金額調整控除の創設

(1) 子育て世帯等に対する調整措置

給与等の収入が850万円を超える方のうち、次の①から③のいずれかに該当する場合、所得金額調整控除額が給与所得から控除されます。

- ①ご自身が特別障害者に該当する
- ②年齢23歳未満の扶養親族を有する
- ③特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する

$$\text{所得金額調整控除額} = (\text{給与等の収入額 (1,000万円を超える場合1,000万円)} - 850\text{万円}) \times 10\%$$

(2) 給与所得と公的年金等雑所得の両方を有する方の調整措置

給与所得および公的年金等雑所得の、それぞれの所得控除後の金額を合計した額が10万円を超える方は、所得金額調整控除額が給与所得から控除されます。

$$\text{所得金額調整控除額} = (\text{給与所得 (10万円を限度)} + \text{公的年金等雑所得 (10万円を限度)}) - 10\text{万円}$$

### ●ひとり親控除の創設

すべてのひとり親に対する公平な税制を実現するため、ひとり親控除が創設されました。

寡婦控除と同様に、合計所得金額が135万円以下であれば非課税となります。

控除額／30万円

対 象／次の要件をすべて満たす方（性別問わず）

- ①総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子がいる
- ②合計所得金額が500万円以下
- ③事実上の婚姻関係にある者がいない

### ●寡婦控除の改正

ひとり親控除の創設に伴い、寡夫控除が廃止され、寡婦控除の対象の方に、要件が追加されました。

控除額／26万円（従前と同様）

対 象／子以外の扶養親族を有する死別・離別の女性、扶養親族を有しない死別の女性

追加要件／①合計所得金額が500万円以下 ②事実上の婚姻関係にある者がいない